

## ○ 点検推進指導員設置要領

(平成22年9月17日)

### (趣 旨)

第1条 この要領は、「石川県消防用設備等点検済表示制度運用規程」第16条に規定する消防用設備等点検推進指導員(以下「点検推進指導員」という。)の設置等に関し必要な事項を定める。

### (条 件)

第2条 点検推進指導員は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 点検推進指導員としての業務を積極的に行える健康を有していること。
- (2) 消防設備を点検するア又はイの資格を有していること、又は消防機関の予防事務の経験者等で3年以上の実務経験を有していること。
  - ア 消防設備士免状甲種又は乙種の第1類から第5類まで及び乙種の第6類、第7類
  - イ 消防設備点検資格者第1種及び第2種

### (身 分)

第3条 点検推進指導員の身分は、一般社団法人石川県消防設備協会(以下「協会」という。)の非常勤嘱託職員とする。

### (資 格)

第4条 点検推進指導員は第2条第1項第2号ア又はイの免状を有していない場合は、任命後に資格を取得するよう努めること。

### (任 命)

第5条 任命期間は、1年(原則として年度の初日からその年度の末日まで)とする。

ただし、勤務成績が良好であると認められる者については更新することができる。

なお、任命の限度は、原則として満70歳に達する年度の末日までとする。

2点検推進指導員は、会長が任命し、辞令を交付して行う。

### (給与等)

第6条 点検推進指導員の給与は、総務委員会の意見を聴いて会長が定める。ただし、第2条第1項第2号ア又はイの免状所持者の給与については、算定上考慮するものとする。

- 2 点検推進指導員には、賞与及び退職金は支給しない。
- 3 点検推進指導員が、確認、調査を行うために出張した場合には、旅費を支給する。
- 4 旅費の額及び支給方法は別に定める。

### (勤務条件等)

第7条 点検推進指導員の勤務条件等については、次のとおりとする。

- (1) 点検推進指導員の勤務日数は、週3日(原則として1ヶ月に12日)とする。
- (2) 点検推進指導員の勤務時間は、移動時間を含め1日につき7時間を超えない範囲とする。
- (3) 点検推進指導員の調査件数は、1日につき3件を超えないものとする。
- (4) 点検推進指導員の年次有給休暇は、1年度について5日を与える。

### (業務内容)

第8条 点検推進指導員の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 防火対象物の関係者に対する表示制度及び消防用設備等点検報告制度の普及指導
- (2) 防火対象物における表示制度実施状況についての実態把握
- (3) 表示登録会員の登録申請に伴う要件審査に関し、必要な指導確認
- (4) 表示登録会員の資質の向上を図るための指導等に関する事
- (5) その他、点検報告制度及び点検済表示制度の適正化を図るために必要と認められる事項に関する事

### (点検推進指導員勤務予定)

第9条 点検推進指導員は、勤務する月毎に「点検推進指導員勤務予定表(様式1)」を事前に提出するものとする。

### (点検推進指導員調査勤務)

第10条 点検推進指導員は、防火対象物を調査した場合は、その状況を「消防用設備等点検状況調査報告書(様式2)」に記載するものとする。

- 2 点検推進指導員は、勤務した月毎に「実地調査結果集計表(様式3)」により報告するものとする。

### (点検推進指導員の責務)

第11条 点検推進指導員は、第8条に掲げる業務を誠実かつ公正中立的な立場で遂行しなければならない。

- 2 点検推進指導員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 点検推進指導員が業務を遂行するにあたって、表示登録会員の事業所又は防火対象物に立ち入る必要がある場合は、当該表示登録会員又は防火対象物関係者の承諾を得るとともに、関係者の立会いを求めなければならない。

### (懲戒)

第12条 会長は、点検推進指導員が、次の各号の一に該当する場合には、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この規程及び協会の諸規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し又は、職務を怠った場合
- (3) 職員としてふさわしくない非行のあった場合

### (解雇)

第13条 点検推進指導員は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、意に反して解雇されない。

- (1) 点検推進指導員としての能力又は適正を著しく欠く場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- (3) 懲戒として免職されるに至らないが、それに準ずる理由がある場合

### (離 職)

第 14 条 点検推進指導員は、次の各号のいずれかに該当する場合には離職するものとする。

- (1) 退職を願い出て承認された場合
- (2) 任用期間が満了した場合
- (3) 年齢が第 5 条第 1 項に定める日の属する事業年度の末日に達した場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 第 12 条の規定による懲戒免職処分の場合

### (雑 則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要と認められる事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、一般社団法人石川県消防設備協会への移行登記が完了した日から施行する。
- 3 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(指導員及び表示制度の名称変更など)
- 4 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。